

介護離職ゼロ

両立しやすい働き方の普及と在宅介護サービスの充実が同時に必要

政策調査部 研究員 石橋 未来

介護離職者（「介護・看護」を理由とする離職者）は年間約10万人です。2015年9月に当時の安倍内閣は、いわゆる「新・三本の矢」の一つに「安心につながる社会保障」を掲げ、「介護離職ゼロ」を2020年代初めに達成することを目指しました。しかし、達成の目途は未だに立っていません。介護離職ゼロに向けて必要なことは何でしょうか。

厚生労働省は、経済が成長して女性や高齢者の就業が進む場合でも、2040年の就業者数は6,024万人と、2017年と比較して506万人減少すると推計しています¹。そうした中、年間約10万人の介護離職が生じる状況は、企業にとって人材流出となるだけでなく、労働力不足を一層深刻化させ、経済の減速につながることも懸念される大きな問題です。介護を必要とする人が急増する大介護時代においても経済を持続的に成長させ、人々の生活水準を向上させていくためには、介護をしながら働き続けられる環境整備が求められます。

両立しやすい働き方の普及

働きながらも、介護サービスを適切に利用して家族等の介護を行いやすい体制を整えるため、仕事と介護の両立支援制度は見直されてきました。2017年の育児・介護休業法の改正では、介護休業の分割取得が可能とされたほか、介護休暇の取得単位が柔軟化されています。また、介護のための所定外労働を制限（残業の免除）する措置なども新設されました。ところが、労働者に対する制度の周知が不十分であったり、制度を利用しにくい雰囲気があったりするなどのために、両立支援制度の利用率は低いままです。制度が整備されたとしても、必要とする人の実際の利用が広がらなければ、介護離職は期待通りには減りません。

そうした中、2020年の新型コロナウイルス感染症の拡大の影響によって、非常時への対応としてテレワークの利用が急速に広がりました。テレワークは、育児・介護休業法で定められている両立支援制度ではないものの、仕事と介護の両立可能性を高める働き方の一つとして以前か

¹ 厚生労働省雇用政策研究会「雇用政策研究会報告書 人口減少・社会構造の変化の中で、ウェル・ビーイングの向上と生産性向上の好循環、多様な活躍に向けて」（2019年7月）

ら普及させるべきと考えられてきたものです。それは、介護の有無にかかわらず労働者のニーズや事情に合わせることができる働き方です。内外で広がる ESG 投資の観点からも、テレワークは S（社会）の課題への対応に適っているため、導入する企業は今後も増えていくでしょう。その結果、仕事と介護を両立しやすい環境となることが期待されます。

在宅介護サービスの拡充が必要

アフターコロナの「新たな日常」では、テレワークによる在宅勤務がよりしやすい環境になっていくでしょう。しかし、在宅しているがゆえに介護の負担がかえって増えることになってしまえば、事情に合わせた生産性の高い働き方というテレワーク本来の目的がないがしろになりかねません。また、介護保険財政が厳しさを増す中、在宅勤務する家族によるインフォーマルサービスへの依存が社会的に強まれば、テレワーク主体であっても介護離職に迫られるケースが増えるでしょう。在宅勤務の普及とは関係なく、在宅介護サービスの充実が不可欠です。

働きながら家族等の介護を担う場面が増えていくことを考えた場合、特に重要となるのは介護者の負担軽減を図るレスパイトケアの提供や、緊急時の受け皿となるサービスでしょう。例えば、「通所（デイサービス）」「訪問（ホームヘルプ）」「泊まり（ショートステイ）」を一体的に提供する小規模多機能型居宅介護などがこれに該当しますが、登録者以外の緊急時の宿泊ニーズに適時適切に対応できないという課題があります。具体的には、登録者の数が登録定員（本体事業所は 29 人まで、サテライト型事業所は 18 人まで）未満であることが登録者以外の利用が認められる要件となっているため、宿泊室に空きがあったとしても緊急時の受け入れができないのです。これでは、働きながら介護を担う人のニーズに応えることはできません。

この点、令和 3 年度介護報酬改定では、登録者の緊急時を含めた宿泊サービス提供に支障がないことを条件に、宿泊室の空きを柔軟に活用できるようにすることが検討されています。これは一例ですが、そのようなルールの見直しによって緊急時の受け皿となるサービスが柔軟に提供されるようになれば、介護離職を減らしていける可能性が高まります。

また、自宅で介護を受ける高齢者の多くは介護保険サービス以外のサービスを利用していませんが、高齢者やその家族が抱える多様なニーズにフレキシブルに対応するには、介護保険サービスと保険外サービスを組み合わせたサービス提供（混合介護）を広げるべきです。例えば食事について、訪問介護サービスの利用者本人分の調理（保険サービス）と同居家族分の調理（保険外サービス）が同時に提供されれば、その分、介護生活に余裕が生まれるでしょう。しかし、現行のルールでは同時一体的なサービスの提供が認められていません。こうしたルールを見直していけば、要介護者が能力に応じて自立した生活を送りつつ、それを支える家族等が働き続けられる状況を作り上げていくことができるでしょう。

（次回予告：増加する介護保険料①）